

平成26年度
事業報告書

平成26年 4月 1日から

平成27年 3月31日まで

公益財団法人緑の地球防衛基金

平成26年度事業報告書

〈事業活動〉

I 地球上の生態系に深刻な影響を与える森林破壊や砂漠化を防止するための緑の保全・再生に関する調査研究及び活動並びにその推進のための助成事業(公益目的事業1)

地球上の生態系に深刻な影響を与える森林破壊や砂漠化を防止するための緑の保全・再生に関する調査研究及び活動並びにその推進のための助成事業をタンザニア・キリマンジャロ山並びに中国・陝西省榆林市横山県東陽山において実施し、計374万8千円の助成支援を行った。

1. タンザニアモデル造林事業

タンザニアモデル造林事業ではこれまで活動地であるキリマンジャロ山麓において核となる地域NGOを育成し、それを中心に村落植林活動の基礎モデルの構築と定着を図ってきた。その成果は、本事業の現地カウンターパートであるTEACA (Tanzania Environmental Action Association) がタンザニアの最優秀環境NGOに選出され、大統領表彰を受ける結果となって現れている。

こうした結果を受け平成26年度は、キリマンジャロ山の森林を一つの核から地域全体が一体となって管理していくための仕組みへの展開及びその自律性と持続性確保に向けた取り組みに着手した。これは本事業の目的である「地域主体による持続可能な植林モデルの確立」に向けた最後の課題といえるものである。

このため現地では森林を取り囲むすべての村(37村)の地域横断的連携を推し進めることとし、各村と協議を重ねた結果、連合組織の設立に至った。またその場において地域主体による森林管理に向けた合意形成に取り組んだ。

植林ではキリマンジャロ山の7村(ムシリ、ルワ、ロレ・マレラ、キディア、テマ、マヌ、モヲ)で計20樹種23,549本の植林を行った。この7村はキリマンジャロ南山麓から東山麓にかけての約20kmにまたがっており、今後こうした地域連携による広域での植林の足がかりとなるものとなった。

このほか裁縫教室では、政府の公式認可に向けて機材整備をさらに進めたが、認可に当たっての必要要件である国家資格を有する教師の確保が結局出来ず、次年度への持ち越し課題となった。

【平成26年度 タンザニアモデル造林事業による植林実績】

植林場所	植林樹種	植林実績	
		本数	ha
ムシリ村	Acrocarpus fraxinifolius	50	

	Casuarina Junghuhniana	500	
	Croton macrostachys	300	
	Croton megalocarpus	300	
	Cupressus Lusitanica	150	
	Faidherbia Albida	20	
	Macaranga Kilimandscharica	560	
	Pinus Patula	904	
	Syzygium Guineense	242	
	Trema Orientalis	200	
	合 計	3,226	2.0
ルワ村	Callistemon Speciosus	20	
	Grevillea robusta	2,510	
	Macaranga Kilimandscharica	700	
	Mkundukundu	150	
	Trema Orientalis	83	
	合 計	3,463	2.2
ロレ・マレラ村	Croton macrostachys	200	
	Ficus Thonningii	197	
	Macaranga Kilimandscharica	800	
	Olea Capensis	1,600	
	Rauvolvia Caffra	117	
	Syzygium Guineense	606	
	Tabernaemontana PachysiphonXyma	180	
	los Monospora	300	
	合 計	4,000	2.5
キディア村	Cupressus Lusitanica	1,500	
	Grevillea robusta	1,000	
	Pinus Patula	2,493	
	合 計	4,993	3.1
テマ村	Grevillea robusta	1,700	
	Pinus Patula	1,750	
	Trema Orientalis	17	
	Trichilia Emetica	250	
	合 計	3,717	2.3
マヌ村	Pinus Patula	1,150	
	合 計	1,150	0.7
モヲ村	Croton macrostachys	400	

	Grevillea robusta	1,650	
	Markhamia lutea	950	
	合 計	3,000	1.9
	総 合 計	23,549	14.7

2. 中国陝西省榆林市横山県東陽山における日中緑化協力事業

当基金は、昭和57(1982)年の設立以来、世界の森林破壊による砂漠化を防止するため、開発途上国を中心に植林活動を進めてきた。特に中国においては、20年間にわたって実施した緑化プロジェクトは両国間の友好の証となっている。3回目の新しい植林地として榆林市横山県東陽山に決まり、平成24年11月東京において、当基金と横山県政府との間で、日本の外務、農林水産、環境の各省関係者立会いの下に「造林に関する覚書」の署名・交換が行われた。この覚書に基づいて、2013年から2020年の8年間、横山県東陽山において、新たな形態の緑化協力事業が始まった。

2年目となる2014年度の植林について春と秋の2回行われた。

春の植林は4月、県政府により、200人のボランティアを集めて行われた。植林は、昨年の植林地と連なるところで、面積は約3.2ha、植えた苗木は、高さ100～120cmの樟子松1,300株である。植林した樟子松は、蒙古アカマツとも言われ、原産地は大興安嶺で、1964年に榆林市の砂漠区において植林がはじめられ、良好な生長と緑化に適した喬木樹種で、近年では、樟子松が横山県砂漠区造林における重要な樹種となっている。植林に当たっては、①縦1.5m、幅1.5m、深さ0.3mの大坑整地を行い、その中に長さ0.5m、幅0.5m、深さ0.5mの植林穴を作る、②植樹密度は1本につき4m×6mとし、1ha405本とする、③一定量の土壌を付けた苗を植える、④水遣りは植樹したその年の天気状況を見て1～2回行う、⑤補植をその年の夏に行うことにしている。

植林活動に要した経費は、土地の整備と道路の修繕費1万8,000元、苗木の購入費4万5,500元(1,300本×35元)、苗木の運送費4,500元、注水することにかけた費用6,500元、その他の経費1,650元の合計7万6,150元となっている。

秋の植林は、春の植林後調査の結果、植林した苗木の生存率は85%となったため、8月に高さ100～120cmの樟子松240株の補植を行った。植林活動に要した経費は、土地の整備と道路の修繕費2,250元、苗木の購入費8,400元(240本×35元)、注水することにかけた費用400元、合計1万1,050元となっている。

当基金は、春と秋の植林に要した経費の一部として100万円を支援した。

II 地球環境の保全に関する調査研究及び活動並びにその推進のための助成事業(公益目的事業2)

1. 平成27年度「地球にやさしいカード」の助成団体

株式会社セディナの「地球にやさしいカード」による平成27年度助成団体は、平成26年8月1日から9月30日までの2か月間、ホームページ等で募集を行ったところ、17団体(新規5団体、継続12団体)からの応募があった。10月の審議委員会では、新規5団体については全体的に評価が低く対象とならないこと、継続12団体についてはすべて継続することで一致した。その後11月の理事会で、審議委員会決定どおりに決まった。

平成27年度助成12団体は次のとおりである。

- NPO法人FoE Japan
- NPO法人ストップ・フロン全国連絡会
- NPO法人熱帯森林保護団体
- NPO法人イカオ・アコ
- 八幡平の葛根田ブナ原生林を守る会
- NPO法人尾瀬自然保護ネットワーク
- NPO法人立山自然保護ネットワーク
- 沖縄大学地域研究所
- NPO法人ヒマラヤ保全協会
- NPO法人サンクチュアリエヌピーオー
- NPO法人桶ヶ谷沼を考える会
- NPO法人トラ・ゾウ保護基金

なお、次の各団体に対して、問題点を指摘し書面で回答させた。

○FoE Japan

アルバイト代、役務費の減額の可能性、予算決算に「地球にやさしいカード」を記載すること

⇒可能な限り減額に努める。決算報告書の「財務諸表の注記」において、一項目「(主要)助成先一覧」を追加し、「地球にやさしいカード」を含む助成先を列記。

○ストップ・フロン全国連絡会

調査研究費の詳細内容と130万円の根拠

⇒ノンフロン化技術の調査50万円(現場視察の宿泊交通費等40万円、レポート作成、まとめの原稿料及び印刷費10万円)、欧州フロン規制や海外施策等に関する調査35万円(海外資料翻訳料25万円、分析資料原稿料及び印刷費10万円)、フロン対策強化に向けた一般向けセミナーの開催45万円(会場費10万円、講師謝礼15万円、宿泊交通費10万円、印刷資料費5万円、雑費5万円)。

○熱帯森林保護団体

「役務費」の使い道

⇒養蜂専門家技術指導委託費135万円、先住民技術指導委託費30万円、事業責任者技術指導委託費63万円の総額228万円。

○イカオ・アコ

予算決算に「地球にやさしいカード」を記載すること、本事業への報告書の有無

⇒貴団体からの支援金であることを確実に明記。初めての助成なので事業終了後速やかに最終報告書を提出。

○八幡平の葛根田ブナ原生林を守る会

東京ボロ市でのブナの店開設活動費 50 万円の内容、ボロ市出展の必要性、印刷費・調査活動費の内容

⇒ブナの苗木や種を 100 円～1000 円で購入して、パンフを読みながら育てることにより、ブナ原生林の大切さを広く全国各地に広めること。ボロ市実行委員会への認定許可証取得料、ブナ苗木の盛岡～東京間運搬費、鉢植えブナの東京での育成管理費、ブナの採集・保存等の活動費、ブナの店設営に関する活動費。

○尾瀬自然保護ネットワーク

情報発信型事業の導入、携帯トイレの新規事業について今後の展開、研修会・観察会への参加者数の推移

⇒尾瀬を訪れる入山者を対象に、入山口やシャトルバス内で尾瀬の自然情報の発信、尾瀬の自然の特徴、その時々課題、尾瀬利用上の説明さらに事故防止のための留意点や質問に対する返答。至仏山における携帯トイレシステムの導入を促すための事業であり、当会が直接携帯トイレシステムを導入するものではない。自然観察会は過去 3 年間で 19 回 184 人が参加。

○沖縄大学地域研究所

ジュニア研究の大半が白保のサンゴとは無関係であり今後の具体策

⇒白保のサンゴ礁と関わりのない研究発表も多い状況であり、そこで発表会の場に集まった小中高生へ、大学から白保の保全に関する講義提供を検討。

○ヒマラヤ保全協会

プロジェクトの効果、予算決算に「地球にやさしいカード」を記載すること

⇒当会が目標としてきたヒマラヤ山麓 100 万本の植樹を達成。今年度決算時より助成金額の内訳として「地球にやさしいカード」の項目を立て、金額を明記。

○サンクチュアリーエヌピーオー

助成希望額の使途

⇒調査研究用交通費 100 万円、設備整備費（保護柵）150 万円、センター維持費 200 万円、看板啓発・消耗品 280 万円、備品費 150 万円の総額 880 万円。

○トラ・ゾウ保護基金

対象がアフリカゾウからインドゾウに移ってきているので、調査研究テーマの変更、セディナホームページの活動報告コメントの見直し

⇒ご指摘の通り「アフリカゾウを守る」から「アフリカゾウとアジアゾウを守る」に変更。活動報告コメントを見直し。

2. 「地球にやさしいカード」団体への助成

株式会社セディナの「地球にやさしいカード」の寄付による平成 26 年度の助成総額は 15 団体、1,878 万 1 千円となった。各団体には、従来どおり総額の 30% が各テーマに均等に配分され、残りの 70% がテーマごとのカード利用実績に応じて配分された。各団体の配分は次のとおりである。

団体名	助成金額
NPO 法人 FoE Japan	445 万 4 千円
NPO 法人 ストップ・フロン全国連絡会	220 万 0 千円

酸性雨問題研究会(日本化学会)	42万1千円
東京農業大学沙漠に緑を育てる会	54万7千円
NPO法人熱帯森林保護団体	145万9千円
NPO法人国際マングローブ生態系協会	84万2千円
NPO法人イカオ・アコ	34万9千円
八幡平の葛根田ブナ原生林を守る会	68万0千円
NPO法人尾瀬自然保護ネットワーク	119万8千円
NPO法人立山自然保護ネットワーク	94万6千円
沖縄大学地域研究所	144万8千円
NPO法人ヒマラヤ保全協会	85万2千円
NPO法人サンクチュアリエヌピーオー	119万4千円
NPO法人桶ヶ谷沼を考える会	79万6千円
NPO法人トラ・ゾウ保護基金	139万6千円

(参考) 各助成団体の活動

(1) 地球温暖化を抑える事業 (NPO法人 FoE Japan)

(テーマ: 国連交渉と環境調査を通じた地球温暖化対策に関する調査提言と市民社会に向けた普及啓発活動)

国連交渉で新たに議論されている「損失と被害」について現地の被害状況を調査した。省エネ活動では、事務所の電力使用状況を可視化し、関心のある人には機器等を貸し出すなど、「すぐできる省エネ」を推進、発信した。2015年は2020年以降の将来枠組みを決める重要な年であるので、地球の未来のために私たちがなすべきことを発信していく。

(2) オゾン層を守る事業 (NPO法人 ストップ・フロン全国連絡会)

(テーマ: オゾン層保護及びフロン対策の啓発と実施方法に関する課題研究)

昨年来の法律改正に係る傍聴、意見提出、報道発表を実施した。ノンフロン技術の情報収集として工場見学を行った。昨年度作成した「改訂教材／オゾン層ってなんだろう？」を広く配布した。不特定多数の市民が改訂教材を利用しやすくするためにホームページをリニューアル中である。

(3) 熱帯林を守り育てる事業 (NPO法人 熱帯森林保護団体)

(テーマ: シンゲー川流域における野性生物(蜂)保護事業)

ブラジル、シンゲー国立公園内先住民集落で実施している野生生物保全を目的とした養蜂事業は対象7部族の集落で志願者も増え、前年比で蜂蜜の収穫量も増えたが、現地の森林伐採による異常気象は激雨、豪風のみならず自然発火も引き起こし、環境は著しく悪化し、非常に深刻な状況にある。

(4) マングローブ林を守る事業 (NPO法人 国際マングローブ生態系協会)

(テーマ: 防災機能を十分に発揮するマングローブ林の造成方法とその管理方法に関する研究)

海岸侵食軽減を一つの目的にし、インド西海岸ではヒルギダマシを、キリバスではヤエヤマヒルギを植えている。インド西海岸では土壌が急速に堆積しており、キリバスのヤエヤマヒルギの巣植え（一つの植穴に3本植栽）も順調に成長しつつあり、根系周辺では砂の堆積が促進されつつある。

(5) マングローブ林を守る事業（NPO法人 イカオ・アコ）

（テーマ：フィリピンにおけるマングローブ植林事業）

フィリピン共和国西ネグロス州シライ市及びビクトリアス市の沿岸にマングローブの苗木7千本を植えた。植林の際には地元の子どもたちを招き環境問題の啓発も行った。また植林によって得た収入が、村の経済をより活発なものにしている。

(6) ブナの原生林を守る事業（八幡平の葛根田ブナ原生林を守る会）

（テーマ：岩手山と八幡平葛根田川源流部におけるブナ原生林生態系に関する多様な自然保護活動と啓発活動）

ブナの原生林は地球規模の自然の歴史を伝える地域の宝物である。大面積の八幡平の葛根田川源流部を舞台としてブナ原生林の大切さを全国に伝えるために、東京ボロ市でのブナの店開設、種採取、冷凍保存研究、稚樹育成、東京世田谷探検隊派遣、ブナ林観察会を行っている。

(7) 尾瀬の自然を守る事業（NPO法人 尾瀬自然保護ネットワーク）

（テーマ：至仏山南面登山道荒廃調査、移入植物等の調査など地球温暖化影響調査及び尾瀬自然保護指導員養成講座事業）

尾瀬国立公園を訪れるハイカーを対象に自然環境教育活動としてバス添乗解説を含む入山指導を9週実施した。尾瀬アカデミーを開講し7名のインタープリターを養成した。調査活動として3年間にわたる至仏山南面登山道荒廃調査結果に基づき、至仏山保全に関する要望書を群馬県や環境省等へ提出した。

(8) 立山連峰の自然を守る事業（NPO法人 立山自然保護ネットワーク）

（テーマ：立山黒部アルペンルート沿線の外来性植物除去事業）

夏には亜高山帯上部で、種子の散布源となっているシロツメクサやオオバコの除去に精力を注いだ。秋には残った個体の花穂を集中的に抜き取り、種子散布を抑えた。ススキやゴマナなどは地上部のみを除去するなど、対象植物と季節に応じて効率的に除去作業を進めている。

(9) 白保のサンゴを守る事業（沖縄大学 地域研究所）

（テーマ：おきなわ全島自然保護活動プロジェクトー白保のサンゴ保全等ー）

多様なネットワークを生かして「白保のサンゴを守る」活動を軸に環境保護と地域づくりに取り組むジュニア研究支援を実施している。2014年度は、小中高合計9件への支援を行った。危機的状況にあるサンゴ保護を中心に、自然を大切にする人材育成に取り組んでいる。

(10) ヒマラヤの自然を守る事業 (NPO法人 ヒマラヤ保全協会)

(テーマ：ネパール・ヒマラヤにおける、生活林づくりプロジェクト)

ヒマラヤ山麓の伐採で荒廃した森に、日本の里山をモデルとした「生活林」づくりプロジェクトを進めている。2014年度は、ヒマラヤ山麓植樹、通算100万本を達成した。植樹して得られた森林資源から生活向上事業も推進し大きな成果を挙げている。

(11) ウミガメを守る事業 (NPO法人 サンクチュアリエヌピーオー)

(テーマ：ウミガメの保護活動を通じて海岸環境を守る)

28年間継続したウミガメの保護調査活動の成果として、アカウミガメが静岡県条例で動物として初めて指定希少種となった。サンクチュアリエヌピーオーの3人が希少種保護監視員に選任されたことにより、盗掘防止のための監視活動が行いやすくなり、長い間続いた盗掘問題解決に向けて大きく前進した。

(12) トンボの保護区を守る事業 (NPO法人 桶ヶ谷沼を考える会)

(テーマ：トンボの種の保全と自然環境を守る)

トンボの楽園「桶ヶ谷沼」には、絶滅危惧種のベッコウトンボをはじめ70種のトンボが確認されている。豊かな自然環境を守るため、生物生息調査、外来種駆除、水生植物増殖、林の植生管理、トンボの産卵誘致などに努めている。

(13) アフリカ象を守る事業 (NPO法人 トラ・ゾウ保護基金)

(テーマ：アフリカゾウとインドゾウを守る)

ケニアでは、レンジャーのセスナ飛行トレーニング、象牙の違法取引に係る大物犯罪者摘発作戦を支援した。インドでは、カルビ・アングロン自治県内のゾウの生息状況を調査した。1か月も村でトラブルを起こし続けた若ゾウを捕獲し森に放すことや、足を引きずっている赤ちゃんゾウのレスキューに成功した。

4. 助成団体への現地調査

(1) 都内調査

当基金の大石理事長ほか2名と株式会社セディナから1名の4名は2014年9月18日「地球にやさしいカード」助成団体であるNPO法人ストップ・フロン全国連絡会(東京都千代田区)及びNPO法人FoE Japan(東京都板橋区)の活動を調査した。

① ストップ・フロン全国連絡会は、フロンによるオゾン層破壊、気候変動を専門に取り扱い、オゾン層を守るための調査研究や啓発、政策提言を行う団体である。

近年オゾン層破壊に関するニュースやマスコミに取り上げられる機会が減り、小中学校においてもゴミや地球温暖化に関する取組みが多いためオゾン層破壊を取り上げる機会が少なく、オゾン層やフロン問題への社会的関心が薄れてきている。連絡会では危機意識を強め、改めて啓発が必要との立場から、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」改正に合わせ「地球にやさしいカード」の助成により、最新情報を盛り込んだ学習教材「オゾン層ってなんだろう？」

の改訂版を作成し関係方面に配布していた。そしてホームページに掲載しダウンロードにより多くの市民への活用、図書館や教育現場での活用方策を探っているとのことであった。

また、欧州のフロン規制や海外の施策等に関する調査、情報収集、専門家を交えて現状を分析し、日本における効果的な対策をまとめて発表し、実現可能なノンフロン社会を提示して行きたいと抱負を語っていた。

- ② F o E J a p a n は、国際的な環境団体のネットワーク、フレンズ・オブ・ジ・アース(F o E)のメンバー団体として気候変動、エネルギー問題をはじめとする環境問題にグローバルな視野を持つ草の根市民の立場から調査研究、政策提言、実践活動、普及啓発活動等を行っている団体である。

同会では地球温暖化が人類と生態系に重大な危機をもたらすと予想されることから一刻の猶予も許されないとして、温暖化問題に積極的に取り組んでいる。具体的には、国際ネットワークと連携して国連気候交渉への働きかけ、国内のNGOと共同で日本の気候目標への提言、国内の市民社会に向けた普及啓発活動を展開している。特に普及啓発活動では、「地球にやさしいカード」の助成により「ちょっとした工夫でここまでできる！夏の節電ワークショップ」「太陽の恵みを使おう！」「省エネ『節電所』を作ろう！」など更なる省エネを訴えるイベントを行っていた。

なお、放射性物質汚染リスクや使用済み核燃料の処分問題を抱える原子力は地球温暖化の解決策にはならないとして、原子力に依存しない太陽光発電など自然エネルギーを使用した持続可能なエネルギー社会へのシフトに向けて政策提言や普及啓発活動を行っているとのことであった。

(2) 地方調査

当基金の大石理事長と渋川事務局長は2014年10月2日～4日の3日間、「地球にやさしいカード」助成団体である八幡平の葛根田ブナ原生林を守る会(岩手県盛岡市)の活動状況を調査した。

日本のブナ林は北海道南部を北限とし鹿児島県を南限として全国的に広く分布している。そのためブナ林を守り再生することは日本の自然を守ることにつながると言える。しかし大規模な伐採によって急速に失われ、現在ではブナ林は白神山地や八幡平などの東北の山々を中心に点在するように残されているに過ぎなくなっている。

守る会はこれまで葛根田川源流部ブナ原生林伐採反対、国見スキーリゾート建設反対、裏岩手山岳観光道路建設反対という3つの大きなブナ林保護運動を展開し、いずれも、地元の賛同を得て凍結、撤回、断念という成果を獲得してきた。これらの守る会の活動によって岩手県盛岡市西方の原生林地帯において1,500m前後の山が18、大きな川や沢が14、面積にして1万ha以上のブナ林が伐採や開発から免れた。そして秋田県側の玉川源流部を含めれば1万6千ha以上の不伐の森が南八幡平山系に出現したことになるとのことであった。その結果、葛根田川玉川源流部森林生態系保護地域という国の原生林保護区に指定されている。なお、守る会では、普及啓発事業として、盛岡市郊外に畑を借りてブナの苗木を作り、東京ボロ市(東京世田谷区)でブナの店を開設しパンフレットと共に苗木を配っている。

今回、守る会の活動により大規模な伐採が凍結となりブナ原生林が守られた葛根田

川源流部のブナ原生林と途中で断念した裏岩手観光道路の一部を見て回った。

Ⅲ 地球環境の保全に関する普及啓発事業（公益目的事業3）

1. 機関紙（緑の地球新聞）の発行

基金の情報を発信するために、会員を対象に年4回発行している「緑の地球新聞」（一般にも実費<1部150円>で有料頒布）を継続するとともに、その体裁の変更及び内容の充実を図るほか、販路の拡大に取り組んだ。

緑の地球新聞第124号（2014年4月5日発行）

- 3. 2haに樟子松の苗木1296本を植樹/中国榆林市横山県東陽山緑化事業
- 尾瀬に入山数の制限と入山料の徴収を/尾瀬を守る会が提言
- さいたま市のはたちの社会貢献活動/緑の地球防衛基金への寄付
- column/I P C C第5次評価報告書（その1）/気候変動影響への警鐘/第1作業部会報告
- 絶滅危惧種ベッコウトンボの保全活動/NPO法人桶ヶ谷沼を考える会
- 涌井理事長代行が理事長に
- 6年ぶりに黒字予算/平成26年度予算が成立
- たくさんの使用済みカード・切手などありがとうございます

緑の地球新聞第125号（2014年7月5日発行）

- タンザニアキリマンジャロ山で植林ワークキャンプを開催
- 法律で自然環境保全のために入域料を徴収
- チャリティコンサートでの募金活動と環境フェアでの展示活動
- 地球にやさしいカード/総額969万7千円を14団体に助成
- 平成25年度環境問題研究・活動報告書を発行
- column/I P C C第5次評価報告書（その2）/温暖化の影響と適応/第2作業部会報告
- 日本とフィリピンの友情と共に苗木を育てる/NPO法人イカオ・アコ
- 自然と人間社会の共生を図るユネスコエコパーク
- たくさんの使用済みカード・切手などありがとうございます

緑の地球新聞第126号（2014年10月5日発行）

- タンザニア/広域での植林体制の構築を目指す
- 樟子松の苗木1300株を植林/中国陝西省榆林市横山県東陽山春の緑化事業
- column/I P C C第5次評価報告書（その3）/気候変動の緩和策/第3作業部会報告
- 「地球にやさしいカード」による環境保護団体への助成/株式会社セディナの社会貢献活動
- 理事長に大石正光理事が就任
- 第8回研究・活動報告会の案内
- たくさんの使用済みカード・切手などありがとうございます

緑の地球新聞第127号(2015年1月5日発行)

- 地球温暖化を抑える/第8回研究・活動報告会を開催
- 新年のご挨拶/理事長 大石正光
- 都内視察/ストップフロンと地球温暖化対策
- 地方視察/ブナの原生林を守る
- 地球にやさしいカード/総額908万4千円を12テーマ13団体に助成
- 平成27年度「地球にやさしいカード」の12助成団体決まる
- エコプロダクツ2014に出展
- たくさんの使用済みカード・切手などありがとうございます

2. 環境諸問題研究・活動報告書の作成・頒布

当基金の目的である「わが国を含め地球上の緑及び緑に依存して生息する野生生物の適正な保護」等に沿って1年間の研究・活動実績を取りまとめた「環境諸問題研究・活動報告書」を毎年6月に作成し、関係官庁及び各国立大学図書館等の関係方面に無料配布したほか、一般市民にも実費(1冊1,000円)で有料頒布を行った。

平成25年度(2013年度)環境諸問題研究・活動報告書

内容

- | | |
|----------------------------------------------|------------------------|
| ○タンザニアモデル造林事業・地域主体による森林管理を目指す | (公財)緑の地球防衛基金 |
| ○榆林市横山県東陽山の緑化プロジェクト始まる | (公財)緑の地球防衛基金 |
| ○国連交渉と現地調査を通じた地球温暖化対策に関する調査提言と市民社会に向けた普及啓発活動 | NPO法人F o E J a p a n |
| ○オゾン層保護及びフロン対策の啓発と実施方法に関する課題研究 | NPO法人
ストップ・フロン全国連絡会 |
| ○平成25年度酸性雨問題研究会活動報告書 | 酸性雨問題研究会 |
| ○2013年度砂漠に緑を育てる会活動報告書 | 東京農業大学砂漠に緑を育てる会 |
| ○シンガー川流域における野生生物(蜂)保護事業 | NPO法人熱帯森林保護団体 |
| ○防災機能を十分に発揮するマングローブ林の造成方法とその管理方法に関する研究 | NPO法人
国際マングローブ生態系協会 |
| ○2013年度の活動と笠ヶ岳植生調査報告 | NPO法人
尾瀬自然保護ネットワーク |
| ○引き続き地道な外来植物除去活動を展開 | NPO法人
立山自然保護ネットワーク |
| ○白保のサンゴを守る | 沖縄大学地域研究所 |

- | | |
|----------------------------|------------------------|
| ○ネパール・ヒマラヤで里山（サトヤマ）
づくり | NPO法人ヒマラヤ保全協会 |
| ○ウミガメの保護と海岸環境を守るため
に | NPO法人
サンクチュアリエヌピーオー |
| ○トンボの種の保全と自然環境を守る | NPO法人桶ヶ谷沼を考える会 |
| ○ゾウを守るための活動報告2013 | NPO法人
トラ・ゾウ保護基金 |

3. 第8回研究・活動報告会の開催

平成26年11月8日(土)午後2時から、東京・中央区新川の馬事畜産会館2階会議室において「緑の地球をまもるために」の第8回研究・活動報告会(テーマ：地球温暖化を抑える、後援：株式会社セディナ地球にやさしいカード)を開催した。第1部の基調講演では、松山優治当基金評議員・東京海洋大学名誉教授(前学長)・電気通信大学監事から「海の温暖化の現状は?」、続いて第2部は、小野寺ゆうりFoE Japan顧問から「FoE Japanから見るIPCC第5次評価報告と気候変動」、馬場繁幸国際マングローブ生態系協会理事長から「マングローブ林は、地球温暖化抑制や、沿岸地域での自然災害軽減に貢献できるのでしょうか?」について報告が行われた。

各講演・報告者の発言要旨は次のとおりである。

海の温暖化の現状は?

緑の地球防衛基金評議員
東京海洋大学名誉教授(前学長)
電気通信大学監事
松山 優治

近年、地球の温暖化が顕在化している。地上気温上昇をはじめ、海水温上昇、海面水位上昇、氷床の融解、北極海の海氷減少など、地球温暖化と関連する現象が報告されている。地球の歴史の中でもこれほど短期間の変化は経験していない。1988年以来活動を続けるIPCC(気候変動に関する政府間パネル)の第5次評価報告(2014年)では、人間活動が地球温暖化に及ぼす影響の「可能性は極めて高く疑う余地がない。」との結論を出した。複雑な地球システムであるが、IPCCの報告は多くの科学者の研究成果を取りまとめたもので、その信頼性は高いと評価できる。

そこで、「海の温暖化」について、気象庁が公表しているデータを基に紹介する。

過去100年間における、世界の海の平均海面水温の上昇は0.51℃だが、日本周辺では、この値より2~3倍高く、日本海中部域では1.7℃を超える。また、日本海深層(2,000m)での詳しい観測で海水温の上昇と溶存酸素量の低下が見取れる。これは、日本海上空の冬季季節風の弱化が原因である。世界の海の観測データの蓄積から、全地球的に海洋内部に熱が蓄積されていることが確認されている。人間活動により放出された熱が大気を温め、さらにその熱の大半が海洋に蓄積されている証拠である。

地球温暖化で海水温が上昇すると、海水は膨張し、結果として海面水位を上昇させる。近年は10年に1～2cmの水位上昇が確認されている。近年、人工衛星の海面高度計データを基に作成された海水面変動の分布から、海面上昇の大きな海域とそうでない海域が明確に示されている。

北極海の海氷が夏季に急激に減少し、数年後の夏にはアジアとヨーロッパを結ぶ北極海航路ができるのではないかと考えられている。北極海の夏の海氷は1980年頃から減少を始めている。オホーツク海は地球上で最も低緯度で海氷ができる海である。アムール川河口域で形成された海氷が流氷となって北海道沿岸に押し寄せる。近年、オホーツク海の冬季の海氷は急激に減少しており、以前は毎年、北海道沿岸にみられた流氷も沖合でしか見られないことが多くなりつつある。

地球温暖化の原因は、CO₂に代表される温室効果ガスの増加である確率は高い。1950年代から観測されているハワイ島では、1958年頃の315ppmから2012年の395ppmまで増加を続けている。さらに同じ現象は、南極昭和基地や日本沿岸での観測でも同様の結果がみられる。陸上と同様に、気象庁は日本の南方で1980年代から海水中のCO₂を測定しており、表面海水中で毎年1.6ppm増加している。さらに、海水中に直接溶け込んだCO₂は海水と反応し、海水を酸性化させ、現在、pHにして0.1程度低下している。海洋酸性化は貝殻の生成を難しくするなど、生物に影響が出ていると言われている。

地球で起こる様々な現象は複雑系であるために、現在の科学で説明できるものと必ずしも十分に説明できないものがある。IPCCが報告書の作成に採用する調査研究データや予測研究の成果は多くの科学者の知恵の集積である。地球温暖化の現状を海の観測データから覗き、自分たち人間の活動をどのように改善すべきかを考える材料を提供する。

F o E J a p a n から見る IPCC 第5次評価報告と気候変動

国際環境NGO F o E J a p a n 顧問
小野寺ゆうり

政府は、2013年以降の日本の温暖化対策について、「2020年までに温室効果ガス排出を1990年比で25%、2050年に80%削減」を閣議決定した後、東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の放射能事故による全国の原子力発電所の停止の影響を受け、改めて「2020年までに温室効果ガスを2005年比-3.8%削減(90年比3.1%増加)」を表明したものの、各国から失望の声が聞かれ、日本の温暖化対策は気候目標を欠いていると言わざるを得ない。なお、各国はポスト2020年目標草案を2015年3月までに国連に提出することになっており、日本は先進国として大胆な目標に向け努力すべきである。

F o E J a p a n は気候変動国際交渉に関わる日本のNGOと共同で、2014年9月に「2030年に向けた日本の気候目標への提言」を取りまとめ公表している。その要点は、①国際的合意である今世紀末までに平均気温上昇を産業革命前から2℃未満に抑える目標を尊重、②温室効果ガス排出量を2030年までに90年比で4～5割を削減する、③自然エネルギーの野心的導入と省エネの強化、④脱原子力との両

立、⑤次期目標(約束)草案を策定する市民に開かれた政策検討プロセスの設置を求めている。

また、エネルギー総供給が2万1,515PJ(ペタジュール)に対し、需要は有効利用が7,748PJ、残りが損失となっており、エネルギー供給対策と需要側対策の両面で改善が必要であり、なおエネルギー多消費社会を問い直すべきである。原子力は放射性物質汚染リスクや使用済み核燃料処分の問題を抱えており地球温暖化の解決策になりえず、原子力に依存しない持続可能なエネルギー社会にシフトすべきである。

マングローブ林は、地球温暖化抑制や、
沿岸地域での自然災害軽減に貢献できるのでしょうか？

国際マングローブ生態系協会理事長
馬場 繁幸

これまでは、自然災害への防災対策として防潮堤などで代表されるコンクリート建造物、すなわち工学的な手法が主流であったにもかかわらず、最近気候変動への適応策の一つとして、自然生態系を活用した防災・減災が検討されている。

2004年12月のスマトラ沖地震津波、2009年9月のサモア沖地震津波からは、マングローブの防災機能について、多くのことを学んだ。スマトラ沖地震津波のバンダアチェでの調査結果では、①津波の高さが8~9mであった場所では海岸から1km内陸では、マングローブ林は津波の高さを50%減勢していた、②津波の高さが10m以上だった場所では、海岸から1km内陸でも、マングローブ林は津波の水圧を減衰することなく折れていた。サモア沖地震津波の調査結果では、胸高直径39cm、生育密度700本/ha、林帯幅100でシミュレーションすると、マングローブ林は水圧を40%減勢していた。林帯の幅が100mの海岸林を作ることは容易ではないと思われるが、東日本大震災の復興計画では海岸400kmにコンクリートの防潮堤を作り、その中には高さ14.7m、幅80mの場所もあると聞いている。

「気候変動緩和策と適応策」からみたマングローブについて考えてみると、緩和策としては①地下に眠っているCstockを起こさないこと(保全)、②大気中酸素CO₂を地上部と地下部へ貯留(植林)、適応策としては①現存しているマングローブ林の緩衝・防災機能を維持(保全)、②マングローブ生態系の防災機能の復活(植林)ということになるが、植林と言っても、そう簡単なことではないように思っている。

4. 情報公開

当基金の中国・タンザニアでの植林活動等の状況、運営内容及び財務資料等をインターネットで積極的に公開し、公正で開かれた活動を推進することにより、会員、寄付者をはじめ、国民の植林への啓蒙に努めた。今年度は、ホームページの月次更新を

継続するとともに、情報公開の充実を図った。

5. イベントへの参加

(1) ゴスペル東京チャリティコンサートでの募金活動

ゴスペル東京の第15回チャリティコンサートが平成26年5月24日に東京・中野区の「なかのZEROホール」で開催された。当基金は他の5団体とともに招かれ、チャリティ活動に参加した。

(2) 江東区環境フェアでの展示活動

江東区環境フェアが平成26年6月1日に東京・江東区の「えっこくる江東」で開催された。当基金は、初めて参加し、「緑の地球を贈ろう」をテーマに、タンザニア、中国での植林活動をパネルで紹介する等PRを行った。

(3) エコプロダクツ2014への出展

日本最大の環境展示会である「エコプロダクツ2014」が平成26年12月11日から13日の3日間東京ビックサイト(東京都江東区有明)で開催され、出展した。NPO・NGOコーナーの1ブース(2m×1.8m)と小さかったものの来場者に当財団の活動をPRを行った。

〈管理部門〉

1. 会員

平成26年度は入会7件に対して、退会は28件で差し引き21件減少し、同年度末188件（前年度末209件）となった。その内訳は、個人会員170件、法人会員18件であり、会員減少に歯止めがかかっていない状況にある。

2. 寄付

平成26年度の寄付は法人・団体851万4千円（前年度790万8千円）、個人74万1千円（前年度56万3千円）の総計925万5千円（前年度847万1千円）である。そのうち、使用済み切手、使用済みカードなどの物品寄付は151万4千円となっている。なお、50万円以上を寄付した法人・団体は株式会社セディナ、株式会社ECC、ラサ商事株式会社、国際ソロプチミスト浜松となっている。

3. 理事の選任及び理事長の選定

平成26年6月24日の評議員会で、任期満了に伴う理事の改選が行われ、次の理事が選任された。

石川美雅（再任）、大石正光（再任）、土屋のり（再任）、
友田博通（新任）、日吉尚孝（新任）、福田順子（新任）、
南正人（新任）、柳憲一郎（新任）、毛利三郎（新任）、
渡辺広之（新任）

その後、平成27年1月に土屋のり理事が辞任した。

また、6月30日の理事会で、理事長に大石正光理事、業務執行理事・副理事長に毛利三郎理事を選定した。

4. 理事会の概要

平成26年 5月 9日

- 決議 1 3か年事業計画検討委員会推進案に関する件
- 報告 1 理事会の理事推薦に関する件

平成26年 6月13日

- 決議 1 平成25年度事業報告書案及び同決算書案に関する件
- 2 理事候補者の推薦に関する件
- 3 評議員候補者の推薦に関する件
- 4 大石前常勤理事の退職慰労金に関する件

平成26年 6月30日

- 決議 1 仮議長選任に関する件
- 2 理事長選定に関する件
- 3 業務執行理事（副理事長）選定に関する件
- 4 常勤理事に関する件
- 5 3か年事業計画等検討委員会の設置に関する件

平成26年 7月22日

- 決議 1 3か年事業計画等検討委員会に関する件
- 2 外部役員の賠償責任限定契約に関する件
- 3 審議委員会委員の補欠選任に関する件

平成26年 9月16日

- 決議 1 常勤役員の平成26年度報酬額等の変更案に関する件
- 2 平成26年度事業計画書及び収支予算書の変更案に関する件
- 報告 1 理事長及び業務執行理事の報告に関する件
- 2 法人・団体による寄付金等の事例について
- 3 タンザニア・モデル造林事業への派遣報告について

平成26年11月17日

- 決議 1 平成27年度助成対象団体の選定に関する件

平成27年 2月 9日

- 決議 1 野村証券仕組償還金1億円の使途等に関する件

平成27年 3月 2日

- 決議 1 中期事業計画の基本方針案及び収支計画案に関する件
- 2 公益目的事業会計基本財産の取り崩し案に関する件
- 3 常勤役員の平成27年度報酬額等案に関する件
- 4 平成27年度事業計画書案及び同収支予算書案に関する件
- 5 就業時間の変更案に関する件
- 報告 1 理事長及び業務執行理事の報告に関する件

5. 評議員の辞任と補欠選任

6月24日の理事選任後、理事予定者の日吉尚孝、南正人、柳憲一郎、毛利三郎の4名が辞任し、その後任として、大塚直、中島修、二宮幸雄、松山優治の各氏が選任された。その後、6月27日に加藤俊子、同月28日に木村美里の両氏が辞任し、7月24日に太田哲郎、吉田菊次郎の両氏が選任された。また、瀨坂豊澄が10月1日に辞任した。

6. 評議員会の概要

平成26年 6月24日

- 決議 1 平成25年度事業報告書案及び同決算書案に関する件(承認)
- 2 理事の選任に関する件
- 2 評議員の選任に関する件

平成26年 7月24日

- 決議 1 評議員の補欠選任に関する件
- 2 3か年事業計画等検討委員会に関する件
- 報告 1 審議委員会委員の補欠選任について
- 2 外部理事の賠償責任限定契約について

平成26年 9月30日

- 決議 1 平成26年度事業計画書及び同収支予算書の変更案に関する件(承認)

- 報告 1 常勤役員の平成26年度報酬額等について
 2 第8回研究・活動報告会について
 3 法人・団体による寄付金等の事例について
 4 タンザニア・モデル造林事業への派遣報告について
- 平成27年 3月16日（定款第27条による決議の省略）
- 決議 1 中期事業計画の基本方針案及び収支計画案に関する件
 2 公益目的事業会計基本財産の取り崩し案に関する件
 3 平成27年度事業計画書案及び同収支予算書案に関する件（承認）

7. 理事会・評議員会合同会議

業務を遂行する理事会の議論が理事会の運営をチェックする評議員会に十分伝えられていないとの批判など両者間の意思疎通の機会不足がみられるため、当基金の業務の円滑化を図るため理事会・評議員会合同会議を開催することとした。

平成27年 2月 9日

- 1 中長期事業計画等検討委員会報告に関する件

8. 審議委員会の概要

平成24年10月22日

- 1 「地球にやさしいカード」による平成27年度助成選定について審議

9. 中長期事業計画等検討委員会の概要

（3か年事業計画等検討委員会を7月22日に中長期事業計画等委員会に改称した。）

平成26年 7月18日

- 1 今後の検討課題とスケジュール

平成26年 8月25日

- 1 平成26年度収支予算の変更についてフリートーキング
- 2 リーフレットの作成について検討
- 3 中長期事業計画案についてフリートーキング

平成26年10月 6日

- 1 タンザニア・モデル造林事業について事務局からの聴取
- 2 中国緑化事業等について事務局からの聴取

平成27年12月22日

- 1 タンザニア・モデル造林事業の今後の展望についてフリートーキング

平成27年 1月 6日

- 1 中長期事業計画基本方針案等の取りまとめ

10. 平成26年度事業計画書及び収支予算書の変更

3か年事業計画等委員会は6月の理事会に平成26年度予算を、①タンザニア支援金の減額を元に戻す（1万5千ドルから2万5千ドルへ）、②タンザニアへの職員の派遣を年1回から2回に戻す、③理事長の報酬については、常勤としての妥当性から、

平成25年度と同様、年額276万円（月額23万円）に戻す、等を提案し、了承された。これに基づき、9月の理事会及び評議員会で平成26年度事業計画書及び収支予算書の変更案が可決・承認された。

事業計画書の主な変更は、①役員報酬等については、当初予算のゼロから、大石正光理事長が常勤理事になったことから、理事長の報酬を10月から実施することとし年額276万円の6ヵ月分138万円、月額23万円を、理事長の通勤定期、事業活動のための交通費など旅費交通費12万5千円を計上、②タンザニア・モデル造林事業については、助成金を当初予算の1万5千ドルから1万ドル増額し平成25年度どおりの2万5千ドルとし、振込額を含め103万8千円を増額、また職員の現地調査・視察を当初予算の年1回から平成25年度どおりの2回とし35万4千円を増額、③理事会及び評議員会の交流促進については、業務を遂行する理事会と理事会の運営をチェックする評議員会との円滑化を図る観点から、合同会議などの相互交流を図るため年2回の合同会議を開くこととし、平成26年度は半年分の1回9万5千円を計上、④理事会及び評議員会の活性化については、当初予算では、理事会及び評議員会の会議を年6回と考えていたがすでに消化しているので、両者の活性化を更に図るため会議を6回増やし計12回とし、31万1千円を増額した。

収支予算書の補正は、事業計画書の変更に伴い、経常費用が330万3千円増加したので、当初予算の11万8千円の黒字から、318万5千円の赤字となった。

11. 常勤役員の平成26年度報酬額等

平成26年6月30日に常勤役員となった大石正光理事長について、同年10月から報酬額について前年度同様月額23万円、年額は半年分の138万円、賞与額についてはゼロとした。

12. 野村証券仕組債償還金1億円の使途及び国債の買い替え

野村証券仕組債であるユーロ円建債の早期償還条件については、契約上、平成26年12月1日時点で1ドル113円30銭を超える円安の場合となっている。当日の為替相場は1ドル118円30銭と113円30銭を超える円安となり、償還条件を満たし、12月15日に1億円が早期償還された。この償還金1億円の運用について、理事会は当基金の「財産運用規程」第5条第1項第1号の基本財産の運用範囲の中で理事長に一任した。そして平成27年3月、第151回利付国債（20年）を購入した。

平成23年12月に購入した133回利付国債（20年）の時価評価額が大きくなっていることから、来年度のタンザニアへの中古四輪駆動車購入資金調達のため、止むを得ずこの国債を別の国債に買い替えることとした。理事会は、これを了承し、当基金の「財産運用規程」第5条第1項第1号の基本財産の運用範囲の中で理事長に一任した。そして平成27年3月、この国債を売却し、第151回利付国債（20年）を購入した。この結果、684万8千円の売却益を得た。なお、国債の買い替えは今回限りとした。

13. 中期事業計画の基本方針の策定

中長期事業計画等検討委員会（委員長：毛利三郎副理事長）は、平成26年6月設

置以来5回にわたり開催し、中長期事業計画及びこれに伴う収支計画の検討を行い、集大成として平成27年1月「中長期事業計画の基本方針案」及び「収支計画案」を取りまとめた。その後、2月理事会・評議員会合同会議に諮り、一部修正の上、平成27年3月の理事会・評議員会の可決・承認を得て、今後の事業運営の指針となる平成27年度から30年度までの「中期事業計画の基本方針」と「収支計画」を策定した。その内容は次のとおりである。

I 中期事業計画の基本方針

- (1) 森林破壊や砂漠化を防止するための緑の保全・再生に関する植林という公益目的事業を推進するため、なお一層収入の増加に努めるが、結果として赤字となっても止むを得ないと判断する。仮に、毎年500万円の赤字となっても当基金は、平成25年度末の基本財産が2億5,948万円（公益目的事業会計2億2,248万円、法人会計3,700万円）と今後40年以上継続可能であり、その間社会経済の変動にも対応できるように努める。
- (2) 当基金の植林事業を、設立当初の理念どおり海外とし、現在のタンザニア及び中国を継続し、国内は行わない。
- (3) タンザニアモデル造林事業については、
 - ① 当基金としての事業価値の高さに鑑み、現在の事業年度に絞られることなく、事業目的達成のために必要な計画として検討すべきである。
 - ② 事業目的達成には2022年まで事業継続が必要と思われるが、TEACA（タンザニア環境行動協会）に約束した2018年までに実施状況を評価し、その達成状況を踏まえ、2019年以降も継続するかどうか判断する。
 - ③ 職員の現地派遣については、現在の事務局体制を念頭に入れながら、現行の年2回、約2か月間を、回数は同じく2回とし1回当たりの期間を4か月間に拡大できるよう事務局に検討させる。
 - ④ 廃車寸前となっている現地の四輪駆動車の買い替えについては、現地で中古車を調達するなどTEACAを支援する。
- (4) 中国の植林事業については、
 - ① 当基金と陝西省榆林市横山県との覚書にある2020年まで横山県東陽山の植林事業を継続する。その後、中国での植林事業は行わない。
 - ② 役職員の現地派遣は最終年（2020年）のみとし、その間の植林について実効性が確保できるよう検証する。
- (5) 過去に行った中国（陝西省韓城市象山、同省銅川市南寺山）、ネパール、ベトナム、タイの各植林事業のフォローアップを可能な範囲で行う。

II 収支計画

平成27年度～平成30年度の収支計画は次のとおりである。

なお、公益目的事業会計の赤字補てんのため同会計の基本財産を2,200万円取り崩す。

平成26年度（補正後予算）

	公益目的事業会計	法人会計	計
経常収入	30,776,900円	5,714,280円	36,491,180円
経常支出	35,038,250	4,638,274	39,676,524
経常収支	△4,261,350	1,076,006	△3,185,344
次期繰越金	2,864,007	10,084,156	12,948,163

平成27年度（計画）

	公益目的事業会計	法人会計	計
経常収入	29,000,000円	5,700,000円	34,700,000円
経常支出	38,000,000	6,300,000	44,300,000
経常収支	△9,000,000	△600,000	△9,600,000
次期繰越金	△6,135,993	9,484,156	3,348,163

平成28年度（計画）

	公益目的事業会計	法人会計	計
経常収入	29,500,000円	5,700,000円	35,200,000円
経常支出	35,000,000	6,200,000	41,200,000
経常収支	△5,500,000	△500,000	△6,000,000
次期繰越金	△11,635,993	8,984,156	△2,651,837

平成29年度（計画）

	公益目的事業会計	法人会計	計
経常収入	30,000,000円	5,700,000円	35,700,000円
経常支出	34,500,000	6,100,000	40,600,000
経常収支	△4,500,000	△400,000	△4,900,000
次期繰越金	△16,135,993	8,584,156	△7,551,837

平成30年度（計画）

	公益目的事業会計	法人会計	計
経常収入	30,500,000円	5,700,000円	36,200,000円
経常支出	34,000,000	6,000,000	40,000,000
経常収支	△3,500,000	△300,000	△3,800,000
次期繰越金	△19,635,993	8,284,156	△11,351,837

（備考）

1. 経常収入は、野村証券仕組債の早期償還に伴い、平成27年度以降、利付国債（20年）を運用（1.0%）して計算している。また寄附金等を毎年50万円ずつ増収することとしている。
2. 経常支出は、平成27年度にタンザニアで中古四輪駆動車を購入（250万円）してTEACAに支援、また平成27年度以降、毎年タンザニアへの派遣期間拡大のための費用を計上

している。なお毎年度60万円（公益目的事業50万円、法人会計10万円）ずつ経費節減を行うこととしている。

3. 基本財産は、平成25年度末で259,478,213円で、その内訳は「公益目的事業会計」222,478,213円、「法人会計」37,000,000円である。

14. 職員の状況

平成27年3月末現在、事務局長1人、事務局員1人、常勤パート職員1人の職員3人とアルバイト1人となっている。

15. 就業時間の変更

平成27年4月から就業時間を1時間短縮し、午前10時から午後5時までとした。

＜1年間の出来事＞

平成26年	4月	5日	機関紙「緑の地球新聞」第124号発行
平成26年	5月	初旬	「地球にやさしいカード」による平成25年度下半期の助成
平成26年	5月	9日	理事会を開催し、3か年事業計画検討委員会推進案に関する件を審議
平成26年	5月	24日	ゴスペル東京のチャリティコンサートで募金活動
平成26年	6月	1日	環境諸問題研究・活動報告書発行
平成26年	6月	1日	江東区環境フェアに出展
平成26年	6月	13日	理事会を開催し、平成25年度事業報告書案及び同決算書案を全会一致で可決
平成26年	6月	24日	評議員会を開催し、平成25年度事業報告書案及び同決算書案を全会一致で承認 任期満了に伴う理事の選任 評議員補欠選任
平成26年	6月	30日	理事会を開催し、理事長に大石正光理事、業務執行理事（副理事長）に毛利三郎理事を全会一致で選定 3か年事業計画等検討委員会の設置
平成26年	7月	5日	機関紙「緑の地球新聞」第125号発行
平成26年	7月	18日	3か年事業計画等検討委員会を開催し、今後の検討課題とスケジュールについて論議
平成26年	7月	21日	タンザニア・キリマンジャロのモデル造林事業調査に職員を派遣（9月5日まで）
平成26年	7月	22日	理事会を開催し、3か年事業計画等検討委員会提案を全会一致で可決、 審議委員会委員補欠選任
平成26年	7月	24日	評議員会を開催し、評議員の補欠選任 3か年事業計画等検討委員会提案を全会一致で承認
平成26年	8月	25日	中長期事業計画等検討委員会（3か年事業計画等検討委

		員会の改称) を開催し、平成26年度収支予算の変更等について検討
平成26年	9月16日	理事会を開催し、常勤役員の平成26年度報酬額等の変更案を全会一致で可決 平成26年度事業計画及び同収支予算の変更案を全会一致で可決
平成26年	9月18日	理事長ほか2名が「地球にやさしいカード」助成団体のNPO法人ストップ・フロン全国連絡会事務所を及びNPO法人FoE Japan事務所で活動報告を聞く
平成26年	9月30日	評議員会を開催し、平成26年度事業計画及び同収支予算の変更案を全会一致で承認
平成26年10月	2日	「地球にやさしいカード」助成団体の八幡平の葛根田ブナ原生林を守る会のブナ原生林保護活動を視察(4日まで)
平成26年10月	5日	機関紙「緑の地球新聞」第126号発行
平成26年10月	6日	中長期事業計画等検討委員会を開催し、タンザニア・モデル造林事業、中国緑化事業について事務局から聴取
平成26年10月	22日	「地球にやさしいカード」による平成27年度助成団体選定のための審議委員会を開催
平成26年11月	初旬	「地球にやさしいカード」による平成26年度上半期の助成
平成26年11月	8日	第7回研究・活動報告会(テーマ:地球温暖化を抑える)を開催
平成26年11月	17日	理事会を開催し、「地球にやさしいカード」による平成27年度助成団体を全会一致で可決
平成26年12月	11日	エコプロダクツ2014に出展(13日まで)
平成26年12月	22日	中長期事業計画等検討委員会を開催し、タンザニア・モデル造林事業の今後の展望について議論
平成27年	1月5日	機関紙「緑の地球新聞」第127号発行
平成27年	1月6日	中長期事業計画等検討委員会を開催し、中長期事業計画の基本方針案等を取りまとめ

平成27年	2月	9日	理事会を開催し、野村証券仕組債償還金1億円等の運用を理事長に一任
平成27年	2月	9日	理事会・評議員会合同会議を開催し、中長期事業計画の基本方針案及び収支計画案を一部修正することで一致
平成27年	3月	2日	理事会を開催し、中期事業計画の基本方針案及び収支計画案を全会一致で可決 公益目的事業会計基本財産の取り崩し案を全会一致で可決 常勤役員の前平成27年度報酬額等案を全会一致で修正可決 平成27年度事業計画書案及び同収支予算書案を全会一致で修正可決 就業時間の変更案を全会一致で可決
平成27年	3月	2日	タンザニア・キリマンジャロのモデル造林事業に職員を派遣（27日まで）
平成27年	3月	16日	評議員会を開催（定款第17条による決議の省略）し、中期事業計画の基本方針案及び収支計画案を全会一致で承認 公益目的事業会計基本財産の取り崩し案を全会一致で承認 理事会修正の前平成27年度事業計画書案及び同収支予算書案を全会一致で承認

平成26年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する付属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

平成27年6月
公益財団法人緑の地球防衛基金